

2021働くなかまの春をよぶつどい 労働法を知って活用しよう

2月28日、さいたま共済会館で「2021働くなかまの春をよぶつどい」が開催されました。集会では自治労連・郵政産業ユニオン・埼玉ユニオンから事例報告があり、その後、小内弁護士から「コロナ禍で雇用と賃金をどう守る？」の講演がありました。参加者は会場に78名、Zoom参加35名が参加し、県国公からの3名が参加しました。



講師の小内弁護士と司会の高田さん

労働者の権利をしっかり学習しましょう。
権利手帳も参考にしてください。(権利手帳は埼玉労連のHPにあります)



自治労連・新座市職の松本さん

会計年度任用職員7名全員が組合加入、団結の力で
不当な労働条件の切下げ阻止！



郵政産業ユニオンの浅川さんと千葉さん

郵政労契法20条最高裁裁判で勝利！正規・非正規の間で手当・休暇の格差は違法。今後、集団訴訟で闘う。



埼玉ユニオンの本田さん

契約外の不当要求・パワハラをユニオンに加入し、団体交渉で勝利和解。



講演は小内弁護士

①労働法を知る ②労働法を活用する 労働者を簡単に解雇できない。使用者の言い訳に反論するための理論的裏づけは・・・



Zoom参加の皆さんと「運動の呼びかけ」を提案する非正規部会の市川さん
集会終了後、浦和駅東口で宣伝行動を実施。